

地上權登記索引簿規則

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）
第百六十四条の規定に基き、地上権登記索引簿規則を次のように定める。

第一条 一定の町村又はその大字の土地登記簿を備えた登記所には、附録様式による地上権登記索引簿を備えることができる。

第二条 前条の町村又はその大字は、法務局又は
 地方方法務局の長の具申により法務大臣が定め
 る。

附
則

1 この府令は、不動産登記法等の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第五十号）施行の日（昭和二十六年七月一日）から施行する。

2 件（明治三十九年司法省令第十七号。以下「旧法令」という。）は、廃止する。但し、不動産登記法等の一部を改正する法律附則第二項の規定による土地登記簿の改製を完了するまでの間には、当該登記所においてする登記については、旧令の規定は、なおその効力を有する。

3 旧令第一条第二項の規定により定めた町村又はその大字は、この府令第二条の規定により定めた町村又はその大字とみなし、旧令第二条の地上権登記索引簿は、この府令による地上権登記索引簿とみなす。

附則（昭和二十七年八月一日法務省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。

附錄

地上權登記索引簿

法務局（地方法務局）

												第1段		第2段		第3段		第4段		第5段																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

